

平成31年度 国民健康保険税の税率及び軽減判定表

算定方式が変わりました

～資産割を廃止し、3方式(所得割・均等割・平等割)へ変更～

これまでは4方式(所得割・資産割・均等割・平等割)で計算していましたが、資産割を廃止し、3方式(所得割・均等割・平等割)へ変更しました。

その他、介護分の均等割を、均等割と平等割に分割し、課税限度額は医療分が改正となっています。

【国民健康保険税の税率】

種別	計算の基礎	税率など		
		医療分	後期高齢者支援金分	介護分(40歳から64歳)
所得割	(総所得金額-33万円)×税率	7.5%	2.3%	2.2%
資産割	固定資産税額(土地・家屋)×税率	－(前32.0%)	－(前9.0%)	－
均等割	加入者1人につき(年額)	22,000円	6,000円	8,000円 (改正前13,000円)
平等割	1世帯につき(年額)	28,000円	8,000円	5,000円 (改正前－)
課税限度額	1世帯の最高限度額(960,000円) (改正前930,000円)	610,000円 (改正前580,000円)	190,000円	160,000円

※国保税額は、医療分、後期高齢者支援金分、介護分の合計額となります。

【国民健康保険税の軽減判定表】

所得の低い世帯の負担を少なくするため、次の基準に該当する場合は、国保税の均等割と平等割が総所得金額等に応じ減額されます。

(世帯内で次の基準に該当する人全員が住民税の申告をしていないと軽減が受けられません。)

軽減割合	軽減判定基準
7割	世帯主と国保加入者(※1 特定同一世帯所属者を含む)の※2 総所得金額等が33万円以下
5割	世帯主と国保加入者(特定同一世帯所属者を含む)の総所得金額等が33万円+(28万円×国保加入者(特定同一世帯所属者を含む)の人数)以下
2割	世帯主と国保加入者(特定同一世帯所属者を含む)の総所得金額等が33万円+(51万円×国保加入者(特定同一世帯所属者を含む)の人数)以下

※1 特定同一世帯所属者：

後期高齢者医療に移行した人で国保に加入していた時と同じ世帯に属している人。

※2 総所得金額等：

65歳以上の年金所得者は年金所得から15万円を控除します。

専従者控除・専従者給与がある場合は、適用せずに算定します。

土地などの譲渡所得などがある場合は、特別控除前の額です。